

平成25年10月27日執行
宮城県知事選挙、南三陸町長選挙及び南三陸町議会議員一般選挙

期日前投票所投票立会人申込書

平成25年 月 日

南三陸町選挙管理委員会 御中

私は、裏面注意事項を確認の上、期日前投票所の投票立会人になることを申し込みます。

ふりがな		性別	男・女
氏名			
生年月日	昭和・平成 年 月 日	年齢	満 歳
住所	(※住民票上の住所を記入してください。) 〒 南三陸町		
現住所	<input type="checkbox"/> 上記住所と同じ <input type="checkbox"/> 上記住所と異なる(↓欄に現住所を記入してください) 〒		
連絡先 電話番号	自宅： 携帯：	職業	
所属する政党 又は政治団体名	(※所属政党等がない場合は「無所属」と記入してください。)		
確認事項	<input type="checkbox"/> 私は、宮城県知事選挙、南三陸町長選挙及び南三陸町議会議員一般選挙において、特定候補者の選挙運動や政治活動には参画しません。		

○希望する立会日の右の欄に「○」を記入してください(複数日の応募可)。

10月11日(金)		18日(金)		25日(金)	
12日(土)		19日(土)		26日(土)	
13日(日)		20日(日)			
14日(月)		21日(月)			
15日(火)		22日(火)			
16日(水)		23日(水)			
17日(木)		24日(木)			

【申込受付期限：9月13日(金)午後5時】
【提出先：選挙管理委員会事務局(役場総務課内)】
【→裏面の注意事項をご確認ください。】

注 意 事 項

○期日前投票立会人の資格

- ・ 期日前投票所の投票立会人の資格は、選挙権を有する方（満20歳以上の日本国民）です。選挙権を有しない方（日本国籍を有しない方、未成年者、選挙権を停止されている方等）は、投票立会人となることができません。
- ※ なお、選挙権を有していることの確認を行う関係上、南三陸町の永久選挙人名簿に登録されている方に応募を限定させていただきます。
- ・ 期日前投票所の投票立会人は、1つの期日前投票所において2名選任します。なお、同一の政党に属する方を、同じ期日前投票所において2人選任することはできません。

○期日前投票立会人の職務等について

- ・ 投票立会人の職務は、投票の手続きについて投票管理者の事務執行に必要な補助を行うとともに、投票事務執行の公正を監視し、確保することです。
- ・ 期日前投票所における投票立会人の職務への従事は、従事日の投票開始から投票終了まで（通常、午前8時30分から午後8時まで）となり、その間は原則として投票所から外出することはできません。また、日の途中で交代することもできません。
- ・ 昼食については、各自ご用意いただくこととなります。

○申込後の流れ

- ・ 申込書のご提出をいただいた後、事務局において希望日及び現住所等を考慮の上調整し、立会いの日程及び場所等については個別にご連絡差し上げます。なお、実際に立会う期日前投票所については、お住まいの場所等を考慮して調整させていただきます。

○報酬等について

- ・ 期日前投票所の投票立会人に係る報酬額は、1日につき9,500円です。また、費用弁償として1日につき1,000円が支給されます。

○その他

- ・ 今回の選挙では県知事選挙・町長選挙・町議会議員選挙が同時に行われますが、県の選挙と町の選挙の告示日が異なるため、10月22日までは知事選のみの受付となります（知事選とあわせて町長選・町議選の期日前投票を受け付けるのは、10月23日以降となります）。
- ・ 特定の候補者や政党等と直接に関係がある方が投票立会人となることは、選挙の公平性確保の観点から有権者の誤解を招くおそれがありますので、もし該当する見込みである場合には、その概要について申込書の余白等に記入をお願いします。該当する見込みがない場合には、表面の「確認事項」欄にチェックをお願いします。